ア　同種工事
㈠　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）
㈡　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建以上、ただし、法務省収容施設にあっては地上２階建以上
㈢　建物規模　延べ面積8,000㎡以上、ただし、法務省収容施設にあっては延べ面積2,000㎡以上
㈣　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）
イ　類似工事
㈠　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設
㈡　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上３階建以上
㈢　建物規模　延べ面積　8,000㎡以上
㈣　工事種目　電気工事（動力設備・電灯設備又は通信設備を含む。）

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を入札日の翌日から25日以内に本件工事に専任で配置することができること。
ア　一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
イ　平成８年度以降に、元請として完成引渡しが完了した上記⑷ア又はイに掲げる同種又は類似工事について、基礎工事から完成までの経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
ウ　所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が、単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業協同組合についても同様とする。）。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑽　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、工事完成後の工事成績評定点が65点未満の場合は、工事成績評定点の通知日の翌日から１か月間、法務省が入札公告等の手続きを開始する工事の入札に参加することができない。
ただし、上記入札参加制限は、政府調達に関する協定の適用を受ける工事については適用しない。

⑾　平成19年度以降に法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事について、法務省が発注する工事の競争参加資格における同種又は類似工事の施工実績及び配置予定技術者（主任技術者又は監理技術者）の工事経験として提出する場合には、当該工事成績評定点が65点未満でないこと。

３　入札手続等
⑴　担当部局　〒100―8977 東京都千代田区霞が関１－１－１　法務省大臣官房施設課経理係　電話03―3580―4111（内線2249、2265）
⑵　入札説明書等の入手期間及び入手方法
ア　入手期間　平成21年12月24日（木）から同22年２月12日（金）まで
イ　入手方法
㈠　法務省ホームページ（以下「ＨＰ」という。）に掲載しているもの　「入札説明書」、「法務省電子入札運用基準」、「法務省電子入札システム接続確認操作マニュアル（工事）―受注者編―」等は、ＨＰからダウンロードできる。
ＨＰアドレス：http://www.moj.go.jp
メニュー：「政府調達情報」及び「電子入札システム」
ただし、発注者の承認を得た者に対しては、上記⑴において交付する（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分まで。）。
㈡　上記⑴において交付するもの　概略図面については、上記⑴において交付する（休日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分まで。）。
なお、郵送又は電送による入手申込みは受け付けない。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び提出方法
ア　提出期間　平成21年12月24日（木）から同22年１月12日（火）まで
イ　提出方法　申請書及び資料は、最新版のウィルス対策ソフトでウィルスチェックを行った上電子入札方式により提出し、提出後は受付票を確認すること（ただし、資料の容量が１ＭＢを超える場合は、上記⑴へ持参（休日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分まで。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）（以下「持参等」という。）するものとする。）。資料を持参等する場合においても、必ず電子入札方式により申請すること。その際、次の内容を記載した書面を添付資料として添付すること。電子入札方式により申請されない場合は、提出期限までに申請が提出されなかったものとして取扱い、本競争に参加することができないので留意すること。
㈠　資料を持参等する旨の表示
㈡　持参等をする書類の目録
㈢　持参等をする書類のページ数
㈣　郵送の方法による場合においては、発送年月日
㈤　持参の方法による場合においては、持参予定日
発注者の承認を得て紙入札方式による場合は、上記⑴へ持参等すること。

⑷　入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
ア　入札　入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし、発注者の承認を得て紙入札方式による場合は、上記⑴へ持参等すること。
㈠　電子入札方式による入札の締め切り
平成22年２月15日（月）午後３時00分
㈡　持参による入札の締め切り
平成22年２月15日（月）午後３時00分
㈢　郵送による入札の締め切り
平成22年２月15日（月）午後３時00分
イ　開札　開札は、平成22年２月16日（火）午前11時00分以降に上記⑴において行う。

４　その他
⑴　手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法による。
⑵　入札保証金　免除
⑶　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑹　配置予定技術者の確認等　落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格及び同種又は類似工事の施工実績について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。